

# 岐阜市立長森北小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定  
平成30年4月改定  
平成31年3月改定  
令和元年8月改定  
令和2年4月改定  
令和3年5月改定  
令和4年4月改定  
令和5年4月改定  
令和6年4月改定

## はじめに

ここに定める「岐阜市立長森北小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、同年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

いじめ防止は、心豊かで安心安全な社会をいかにつくるのかという学校を含めた社会全体の課題であり、その対策や対応については学校における最重要課題である。いじめを生まないためには、教職員が児童理解を深め、児童がよく遊びよく学ぶ楽しい学校生活を送ることができるようにすることが大切である。教職員は、人権教育や道徳教育の充実を図り、指導力向上と組織的対応に取り組む。児童は、他者と円滑にコミュニケーションを図ることができるように、本校の4つの宝物のなかの「あいさつ」や「声かけ」を大切にして、児童会（ジュエリー隊）が中心となり、温かい仲間関係づくりに努めていく。各学級では、「スマイルゴールド宣言」達成にむけて取り組んでいく。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え

### (1) 定義

#### 法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

### (3) いじめの解消

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

## ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

## (4) 基本認識

学校の教育活動全体を通じて、次の認識を十分理解し、いじめ防止等にあたる。

- ① 「いじめは、絶対に許されない」
  - ・ いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」
  - ・ いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
  - ・ いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
  - ・ いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対する個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

## (5) 学校としての心構え

学校の教育活動全体を通じて、次の考え方にに基づき、いじめの防止等にあたる。そして、4つの約束を共通の構えとして教育活動を進める。

### かけがえない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

#### 児童への4つの約束

- 1 どの子も全力で応援する → 誰も一人ぼっちにさせない
- 2 いつでもどんな相談も聞く → どんなことも受け止める
- 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する  
→ いじめはみんなで必ず止める
- 4 相談されたらその日のうちに問題解決に向けてみんなで立ち向かう  
→ 必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる

- ・ 教職員は組織的な指導体制により対応する。
- ・ 「いじめは、絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底できるように努める。
- ・ 「いじめをしない、させない、許さない学校・学級づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・ いじめが解消されたと即断することがないように、継続して注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者との連携を図りながら見届けるようにする。

## (6) 保護者の責務など

### いじめ防止対策推進法

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及び、その設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、第三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

## 2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感高める取組）

### (1) 魅力ある学級・学校づくりの推進

- ・ 本校の4つの宝物である「あいさつ」、「時間」、「掃除」、「声かけ」を大切にし、児童が温かい人間関係（居場所）の中で落ち着いて活動に取り組める学校づくりに努める。
- ・ 一人一人の児童が主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感が得られるよう、学び合いを大切にして教科指導を充実させる。
- ・ 全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間とかかわり、自己肯定感や自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係（絆）を築くことができるように努め、いじめを見逃さない日や学級のスマイルゴールド宣言活動とつなぐ。
- ・ 児童会活動、スマイル活動（縦割り集団活動）、特別活動を通して共感的な人間関係づくり、自発性・自治力の育成に努める。

### (2) 安心感を生み出す指導

- ・ 望ましい人間関係の構築のために、学級や全校の良さ見つけの活動やスマイルゴールドの活動を通して認め価値付け、自他を大切に作る温かい活動集団を育てる。
- ・ 教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対に許されないことについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・ いじめの未然防止に係る校内掲示（対応フロー図・4つの約束）をする。
- ・ 学級・学校に居場所があるということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
- ・ 児童がアンケートやここタンで相談を希望した場合、即時対応できるよう担当者を明確にして情報共有の体制を作る。

### (3) 生命や人権を大切にする教育の推進

- ・ 様々な人とかかわり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう修学旅行、野外学習、農業体験活動、福祉体験活動等の心に響く豊かな体験活動を充実するように努める。
- ・ 教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等、心を育てる道徳教育を充実させる。
- ・ すべての人がかけがえのない存在として、安心感をもってくらす権利を生まれながらにもっていることを教え、人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・ 「いじめについて考える日」や「ひびきあいの日」の取組等を通して、児童が生命の大切さにつ

いて主体的に考える。

- ・ 生命の尊厳への理解をする授業では、児童が自身の生き方にかかわる学習であることを意識できるようにする。

#### (4) 全ての教育活動を通じた指導

- ・ **小集団活動や係・当番活動について認め励ましの場を位置付け**、児童に自己肯定感や自己有用感を育むような指導を進める。
- ・ 共感的な人間関係を育むような指導をする。
- ・ 自己決定の場を保障し、自己の可能性を開発するような援助をする。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導について、教職員及び保護者の間で共通理解を図るように努める。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や**外部講師による児童へのデジタルシチズンシップ教育等を位置付ける**。また、警察、専門家等外部講師による研修を受ける。
- ・ インターネット上のトラブル防止や人権を大切にするSNSの使い方について、保護者や地域の方にも協力を得るよう啓発する。

### 3 いじめの早期発見・早期対応

#### (1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・ いじめを見て見ぬふりをすることは、いじめていることと同じになることを理解させる。
- ・ いじめの傍観者にならないための対応の仕方を考えさせる。  
(声をかける。教職員に話す。日記に書いて伝える。心のアンケートに記入する等)

#### (2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・ 日常的に、子ども健康サポート「ここタン」を活用する。  
職員の担当者を決め、入力がまだの児童に声をかけたり、相談のある児童をいち早く発見する。
- ・ アンケートは、自宅で記入したり、スマート連絡帳等で周知したりするなど、児童が回答しやすいようにする。
- ・ 日常的な児童との対話、日記ノート、チェックシートの活用、定期的なアンケート調査の実施等で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を分析し対応に生かす。
- ・ 児童の「心のアンケート」等は、複数の教員がチェックにあたり、記述内容をより客観的に分析する。
- ・ 教育相談（先生とおしゃべり）期間には、児童の行動観察をもとに、アンケートの回答以外の情報を収集するように努め、**本人が気づいていない人間関係のトラブルについても対応していく**。

#### (3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

- ・ 教職員は休み時間の児童の様子にも気を配り、児童が安心・安全に活動できるように見守る。
- ・ いじめの疑いのある情報をつかんだ教職員は、直ちに校長、教頭、いじめ対策監に報告する。
- ・ 校長、教頭は、対策チームを組織し、教職員が情報を共有しながら、直ちに対応にあたる。
- ・ **毎週生徒指導事案の交流を行い、事案を共有と見届けの方向を全職員で確認し、当事者に声をかけていく**。
- ・ 聞き取りをする職員は、被害者の辛さや不安に寄り添い聞き取りする。また、被害者やその保護者の思いをくみ取り、確認を取りながらその後の対応を検討していく。

#### (4) 教育相談の充実

- ・ 問題解決的な教育相談とともに、全児童を対象とする開発的教育相談や不安や悩みを抱える児童に働きかける予防的教育相談をあらゆる機会をとらえて行い、教育相談の充実に努める。
- ・ 教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢で教育相談を進める。
- ・ 問題発生時には、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって児童の相談にあたる。
- ・ 児童の願いもよく聞き、児童や保護者の思いを大切にされた対応をする。
- ・ 児童の変化に組織的に対応できるようにするために、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るように努める。

#### (5) 教職員の研修の充実

- ・ 年度当初の職員会や7月に向けての打合せなどで、本校の「いじめ防止基本方針」やいじめ事案への対応についての研修を行い、教職員の共通理解を図る。
- ・ 年度当初にいじめ事案をはじめ、児童の引き継ぎを丁寧に行い、児童理解に努める。
- ・ 生徒指導上の問題について、事例を通して演習形式等で学ぶようにする。

#### (6) 保護者・地域との連携

- ・ 学校の基本方針は、学校ホームページだけでなく、学校だよりやPTAからの資料に掲載し、周知に努める。
- ・ 学校運営協議会やPTA役員会等で、保護者や地域の方に児童に関する情報提供を積極的に依頼する。
- ・ 学校は、児童のよいところを積極的に伝えとともに、相談ごとは直接面談しながら共に考えることを大切にする。
- ・ 保護者等からの相談を真摯に受け止め、共に考え合い、よりよい解決を目指すよう努める。
- ・ いじめの疑いのある事案が発生した場合には、管理職の指導のもとに関係する児童の保護者へ確実に情報を提供し、その不安や心配に寄り添いながら、その後の経過や成長を継続して伝えていく。
- ・ 保護者との関係づくりに努め、被害側の心情に寄り添いながら問題の解決にあたる。

#### (7) 関係機関等との連携

- ・ 全校の児童や保護者に対して、各種相談窓口を紹介し、不安や悩みが軽減・解決できるように働きかける。
- ・ いじめの疑いがある事案が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告する。
- ・ いじめを中心とする児童指導上の諸問題解決のために、問題を学校だけで抱え込むことなく、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、民生児童委員、学校運営協議会、スクールロイヤー等との連携を大切にする。
- ・ インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して問題解決にあたる。

### 4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

#### 法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### 本市いじめ防止等推進条例 第18条

- 2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
  - (2) いじめに係る相談体制の整備
  - (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
  - (4) いじめの認知
  - (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
  - (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

いじめの未然防止、早期発見・早期対応を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、次の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

- 教職員 : 校長、教頭、いじめ対策監、生徒指導主事、学年主任、担任  
教育相談コーディネーター、教育相談担当、養護教諭 等  
(主任いじめ対策監) (ブロック担当生徒指導主事)
- 職員以外 : PTA会長 (保護者代表)、スクールカウンセラー、(スクール相談員、ほほえみ相談員) 学校運営協議会委員 民生委員・児童委員、主任児童委員等

## 5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

### 「長森北小学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会の実施 (前年度の実態と対応等の引継ぎ、今年度の方針の伝達)</li> <li>・始業式、入学式において「学校いじめ防止基本方針」(以下方針)の説明といじめ対策監の紹介</li> <li>・「かけがえのない大切な一人ひとり」を全児童に周知する</li> <li>・教師による「良いこと見つけ」(児童への視点の提示)</li> <li>・教職員研修(生徒指導事例研修)</li> <li>・家庭訪問(自宅・通学路確認)</li> </ul>	「方針」の確認
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA総会で方針を説明</li> <li>・学校運営協議会で方針説明といじめ対策監の役割について説明</li> <li>・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信</li> <li>・学級・全校での「良いこと見つけ」(継続実施)</li> </ul>	(紙面総会)
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止強化週間」6月24日(月)～7月3日(水)</li> <li>・心のアンケート(記名式)の実施</li> <li>・教育相談期間での全児童との面談</li> <li>・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け</li> </ul>	いじめ防止強化週間
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめについて考える日」(7月3日)</li> <li>・第1回教職員取組評価アンケートの実施</li> <li>・第1回「いじめ防止等対策推進会議」(外部含む)</li> </ul>	第1回 県いじめ調査

8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜市生徒会サミット</li> <li>・教職員研修（人権教育研修・生徒指導事例研修）</li> <li>・校内「いじめ防止等対策推進会議」（4～7月の評価）</li> </ul>	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だよりによる方針・取組の見直し等の公表</li> <li>・学校ホームページ等による取組経過等の報告</li> </ul>	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のアンケート（記名式）の実施</li> <li>・教育相談期間での全児童との面談</li> <li>・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け</li> <li>・学年や学級での人権学習</li> </ul>	
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひびきあいの日」（児童会のいじめ防止の活動）</li> <li>・学校人権教育研究会</li> <li>・道徳の時間における情報モラル指導</li> <li>・学校運営協議会の実施</li> </ul>	いじめ防止月間
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回「教職員取組評価アンケート」の実施</li> <li>・校内「いじめ防止等対策推進会議」（8～12月の評価）</li> <li>・個別懇談</li> </ul>	第2回 県いじめ調査
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会（県調査の校内調査報告等）</li> <li>・次年度の指導方針の検討</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内「いじめ防止等対策推進会議」</li> <li>・第2回「いじめ防止等対策推進会議」（外部含む）</li> <li>・学校運営協議会の実施</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修（生徒指導事例研修）</li> <li>・第3回「教職員取組評価アンケート」の実施（1年間の評価）</li> <li>・学校だより、学校ホームページによる次年度の取組等説明</li> </ul>	第3回 県いじめ調査 問題行動調査(文科)

## 6 いじめ問題発生時の対応

### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

#### 【組織対応】

- ・ 「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実認識や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

#### 【対応の重点】

- ・ いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、24時間以内に校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちにより添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・ いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・ いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導にあたる。最終的には必ず校長が、児童及び保護者へ直接指導を行う。
- ・ 保護者との連携のもと、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童や保護者の思いを受け止め、自らの行為を自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。

- ・ いじめを受けた児童に対しては、最低3か月は、出会う度に校長やいじめ対策監が声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・ 同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。  
二次被害や再発防止に向けて中・長期的に取り組む。

#### 【対応順序】

別紙フロー図参照

### (2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第20条）

いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- この調査を行った場合には、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察に通報し、適切な援助を求める。

## 7 学校評価における留意事項

いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの未然防止の取組に関すること
- ② いじめの早期発見の取組に関すること
- ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 8 個人情報の取り扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・ 保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

○指導記録について

- ・ 1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、いじめ対策委員会記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・ 個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるように徹底する。